

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年1月29日

【発行者名】 HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッド
(HSBC Management (Guernsey) Limited)

【代表者の役職氏名】 ビジネス・マネジメント・ヘッド ケイト・チャールズ
(Kate Charles)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、
セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス
(Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey
GY1 3NF, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 1000

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド
(HSBC Alternative Strategy Fund)

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券の金額】 各クラス受益証券の上限額は、以下のとおりとする。
HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド
米ドル・クラス受益証券 5億アメリカ合衆国ドル
(614億1,000万円)
HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド
米ドル・クラス受益証券 5億アメリカ合衆国ドル
(614億1,000万円)
ユーロ・クラス受益証券 5億ユーロ
(649億4,000万円)

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) アメリカ合衆国ドル (以下「米ドル」という。) およびユーロの円貨換算は、便宜上、平成27年11月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値 (1 米ドル = 122.82円、 1 ユーロ = 129.88円) による。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年1月29日に半期報告書を提出いたしましたので、平成27年10月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、原届出書の記載事項のうち一部の事項に訂正の必要が生じたのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2 【訂正の内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う原届出書の訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要	資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		(1) 投資状況 投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況		更新	
5 その他	(3) その他		追加	

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンドであるHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドの運用状況は、以下の通りである。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

() HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(平成27年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	39,026,664.50	70.8
	ヴァージン諸島	16,106,486.75	29.2
	小計	55,133,151.25	100.0
現金その他の資産 (負債控除後)		0.00	0.0
合計 (純資産総額)		55,133,151.25 (6,771百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) 「5 運用状況」において、米ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、平成27年11月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値 (1米ドル = 122.82円および1ユーロ = 129.88円) による。

() HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

(平成27年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	26,266,329.83	72.5
	ヴァージン諸島	9,945,079.62	27.5
	小計	36,211,409.45	100.0
現金その他の資産 (負債控除後)		0.00	0.0
合計 (純資産総額)		36,211,409.45 (4,447百万円)	100.00

投資資産

(イ) 投資有価証券の主要銘柄

() HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(平成27年11月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	保有株数 (株)	取得原価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	DE SHAW COMPOSITE SUB	ケイマン 諸島	投資 信託	1.0	796,475.2	796,475.2	11,840,379.6	11,840,379.6	21.48
2	CQS DIRECTIONAL OPPS FUND SERIES 1B NON NEW ISSUES	ケイマン 諸島	投資 信託	1,486.2	1,652.3	2,455,635.8	4,658.4	6,923,342.4	12.56
3	TYRUS CAPITAL EVENT FUND MUTUAL FUND	ケイマン 諸島	投資 信託	36,379.7	116.5	4,238,231.8	154.6	5,625,708.9	10.20
4	MARCATO CL B SUB B1 INITIAL MUTUAL FUND	ケイマン 諸島	投資 信託	3,265.4	1,656.0	5,407,388.6	1,640.6	5,357,399.6	9.72
5	BEACH POINT TOTAL RETURN MUTUAL FUND	ケイマン 諸島	投資 信託	3,229.2	1,119.9	3,616,402.9	1,423.4	4,596,267.3	8.34
6	STARBOARD VALUE	ケイマン 諸島	投資 信託	2,000.7	2,499.2	5,000,000.0	2,187.7	4,376,861.1	7.94
7	DKIL (BVI) C TR 3 01JAN13 GSY MUTUAL FUND	ヴァージ ン諸島	投資 信託	22,610.5	126.7	2,864,859.9	163.9	3,706,870.8	6.72
8	AG SUPER INTNATL CL P S 2 MUTUAL FUND	ヴァージ ン諸島	投資 信託	2,255.2	1,327.3	2,993,419.1	1,565.2	3,529,769.8	6.40
9	DKIL CLASS C TRANCHE 4 MUTUAL FUND	ヴァージ ン諸島	投資 信託	28,857.4	100.0	2,885,744.4	122.1	3,523,117.8	6.39
10	AG SUPER INTL CL P S 1 MUTUAL FUND	ヴァージ ン諸島	投資 信託	1,573.0	1,322.3	2,079,939.9	1,567.0	2,464,960.7	4.47
11	THIRD POINT OFFSHORE C NI GSY MUTUAL FUND	ケイマン 諸島	投資 信託	418.9	4,844.1	2,029,100.8	4,863.4	2,037,195.1	3.70
12	PAULSON ENHANCED LTD CLASS BR MUTUAL FUND	ケイマン 諸島	投資 信託	25,000.0	100.0	2,500,000.0	79.0	1,974,140.0	3.58
13	THIRD POINT ULTRA LTD	ヴァージ ン諸島	投資 信託	1,074.2	1,000.0	1,074,156.0	1,055.3	1,133,566.6	2.06
14	THIRD POINT OFFSHORE E NI GSY MUTUAL FUND	ケイマン 諸島	投資 信託	2,842.1	330.1	938,192.5	336.9	957,614.1	1.74
15	THIRD POINT ULTRA LTD CLASS MUTUAL FUND	ヴァージ ン諸島	投資 信託	555.9	1,112.2	618,301.5	1,077.3	598,927.9	1.09
16	DKIL CL C T 1 S 1 JAN11 GSY MUTUAL FUND	ヴァージ ン諸島	投資 信託	358.0	399.9	143,193.5	498.6	178,506.2	0.32
17	AG CLASS XXXX SERIES 1 SI MUTUAL FUND	ヴァージ ン諸島	投資 信託	5.8	1,575.8	9,138.0	1,575.8	9,138.0	0.02
18	AG CLASS XXXX S2 SI MUTUAL FUND	ヴァージ ン諸島	投資 信託	5.0	1,573.8	7,803.0	1,573.8	7,803.0	0.01

(参考情報)

投資有価証券の主要銘柄 (投資先ファンド別の投資比率)

順位	銘柄	国名	種類	投資比率 (%)
1	D.E. Shaw Composite International Fund L.P.	ケイマン諸島	投資信託	21.40
2	Davidson Kempner International, Ltd.	ヴァージン諸島	投資信託	13.39
3	CQS Directional Opportunities Feeder Fund Limited	ケイマン諸島	投資信託	12.51
4	AG Super Fund International Ltd.	ヴァージン諸島	投資信託	10.83
5	Tyrus Capital Event Fund	ケイマン諸島	投資信託	10.17
6	Marcato International Ltd	ケイマン諸島	投資信託	9.68
7	Beach Point Total Return Offshore Fund II	ケイマン諸島	投資信託	8.31
8	Starboard V&O	ケイマン諸島	投資信託	7.91
9	Third Point Ultra Ltd.	ヴァージン諸島	投資信託	6.81
10	Paulson Enhanced	ケイマン諸島	投資信託	3.57
11	Third Point Offshore Fund, Ltd.	ヴァージン諸島	投資信託	1.73

() HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

(平成27年11月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	保有株数 (株)	取得原価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	JPS CREDIT OPPORTUNITIES FUND SER.A USD SER.07 2012 MUTUAL	ヴァージ ン諸島	投資 信託	5,572.3	1,012.5	5,641,662.5	1,275.6	7,107,869.2	19.63
2	OZ EUROPE OVERSEAS FUND II MUTUAL FUND	ケイマン 諸島	投資 信託	4,817.4	1,000.2	4,818,609.0	1,372.6	6,612,470.4	18.26
3	AG SUPER FUND USD	ヴァージ ン諸島	投資 信託	4,220.7	1,000.0	4,220,720.0	1,304.5	5,506,078.6	15.21
4	CQS ABS FEEDER FUND CL B USD MUTUAL FUND	ケイマン 諸島	投資 信託	952.7	4,382.2	4,174,968.1	5,334.0	5,081,809.8	14.03
5	KING STREET EUROPE MUTUAL FUND	ヴァージ ン諸島	投資 信託	30,952.0	112.9	3,495,691.9	140.7	4,354,825.7	12.03
6	CAPEVIEW RECOVERY MUTUAL FUND	ケイマン 諸島	投資 信託	10,660.8	336.0	3,581,798.1	347.8	3,707,616.4	10.24
7	PALMERSTON CREDIT FEEDER FUND PALMERSTON CREDIT FEEDER FUND	ケイマン 諸島	投資 信託	35,000.0	100.0	3,500,000.0	101.6	3,554,380.7	9.82
8	CAPEVIEW RECOVERY CLS C USD CAPEVIEW RECOVERY CLS C USD	ケイマン 諸島	投資 信託	5,000.0	100.0	500,000.0	99.0	495,150.0	1.37
9	AG SUPER INTER CYYY S1 IXKJ MUTUAL FUND	ヴァージ ン諸島	投資 信託	110.5	1,230.8	136,048.0	971.0	107,332.1	0.30
10	AG SUPER FUND INTL LTD USD MUTUAL FUND AG SUPER FUND INTL LT	ヴァージ ン諸島	投資 信託	67.4	1,254.6	84,609.1	1,221.7	82,388.8	0.23
11	AG SUPER FD INTERNATIONAL LTD CLASS YYY SERIES 2	ヴァージ ン諸島	投資 信託	2.4	1,240.9	3,003.1	2,222.7	5,378.9	0.01

(参考情報)

投資有価証券の主要銘柄 (投資先ファンド別の投資比率)

順位	銘柄	国名	種類	投資比率 (%)
1	JPS Credit Opportunities Fund (Cayman) Limited	ケイマン諸島	投資信託	19.47
2	OZ Europe Overseas Fund II, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	18.11
3	AG Super Fund International Ltd.	ヴァージン諸島	投資信託	15.10
4	CQS ABS Feeder Fund Ltd	ケイマン諸島	投資信託	13.92
5	King Street Europe Ltd	ヴァージン諸島	投資信託	11.93
6	CapeView Recovery	ケイマン諸島	投資信託	11.51
7	Palmerston Credit Fund	ケイマン諸島	投資信託	9.74

(口) 投資不動産物件

平成27年11月末日現在、該当事項なし。

(ハ) その他投資資産の主要なもの

平成27年11月末日現在、該当事項なし。

(2) 運用実績

純資産の推移

平成27年11月末日前一年間における各月末の純資産の推移は、以下の通りである。

() HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	百万円	クラス	米ドル	円
平成26年12月末日	70,064,098.51	8,605	米ドル	135.27	16,614
平成27年1月末日	65,803,402.66	8,082	米ドル	134.10	16,470
2月末日	68,008,585.33	8,353	米ドル	138.65	17,029
3月末日	68,407,697.92	8,402	米ドル	139.76	17,165
4月末日	66,098,117.17	8,118	米ドル	140.20	17,219
5月末日	66,871,267.93	8,213	米ドル	141.97	17,437
6月末日	66,014,789.29	8,108	米ドル	140.06	17,202
7月末日	61,178,408.53	7,514	米ドル	140.17	17,216
8月末日	59,409,341.77	7,297	米ドル	135.94	16,696
9月末日	57,144,052.22	7,018	米ドル	130.79	16,064
10月末日	55,885,654.74	6,864	米ドル	133.85	16,439
11月末日	55,133,151.25	6,771	米ドル	132.27	16,245

() HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	百万円	クラス	米ドル/ユーロ	円
平成26年12月末日	44,737,769.78	5,495	米ドル	120.31	14,776
			ユーロ	119.33	15,499
平成27年1月末日	41,220,483.54	5,063	米ドル	120.09	14,749
			ユーロ	119.04	15,461
2月末日	41,488,925.20	5,096	米ドル	120.98	14,859
			ユーロ	119.89	15,571
3月末日	41,433,304.74	5,089	米ドル	121.43	14,914
			ユーロ	120.35	15,631
4月末日	40,559,137.17	4,981	米ドル	121.86	14,967
			ユーロ	120.69	15,675
5月末日	40,561,859.20	4,982	米ドル	122.18	15,006
			ユーロ	120.96	15,710
6月末日	40,350,188.16	4,956	米ドル	121.30	14,898
			ユーロ	120.04	15,591
7月末日	38,816,569.79	4,767	米ドル	121.85	14,966
			ユーロ	120.53	15,654
8月末日	38,702,875.81	4,753	米ドル	121.03	14,865
			ユーロ	119.65	15,540
9月末日	38,430,830.07	4,720	米ドル	120.26	14,770
			ユーロ	118.80	15,430
10月末日	36,425,947.17	4,474	米ドル	119.82	14,716
			ユーロ	118.28	15,362
11月末日	36,211,409.45	4,447	米ドル	119.65	14,695
			ユーロ	118.08	15,336

< 参考情報 >

純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

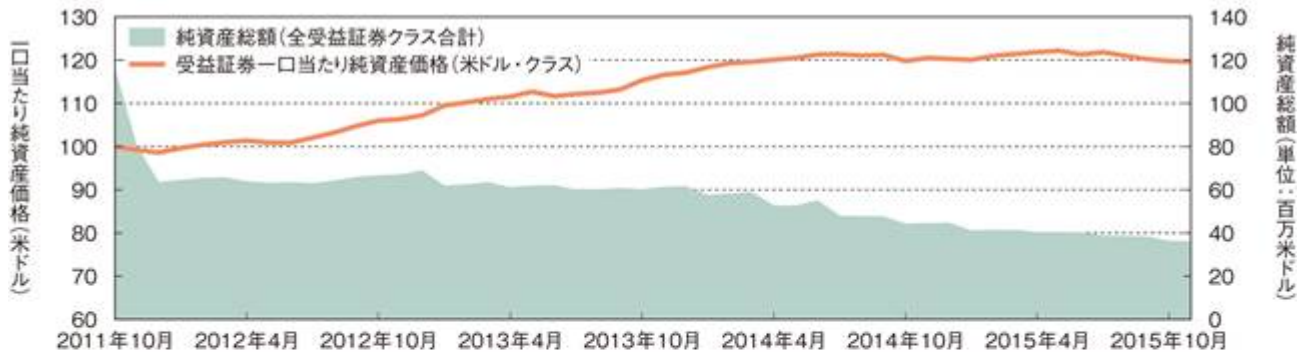
HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド(米ドル・クラス)
(2007年2月28日から2015年11月30日まで)

(注)「HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド」は、2011年9月30日付でポートフォリオの再編が行われ、その後、ポートフォリオ内の非流動性資産については、別のサブ・ファンド「SOF リアライゼーション・ファンド」において運用されている。

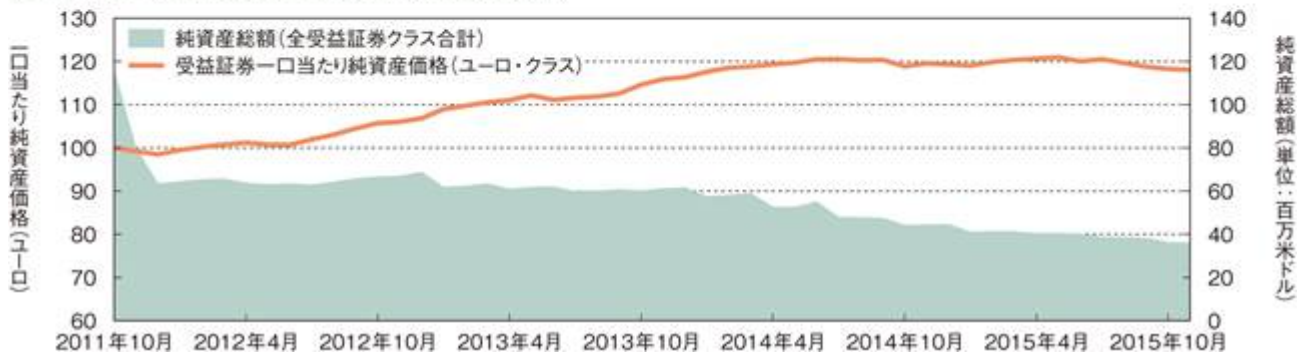
HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド(米ドル・クラス)
(2009年5月29日から2011年10月31日まで)HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド(ユーロ・クラス)
(2009年5月29日から2011年10月31日まで)

(注)「HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド」は、2011年11月1日付で、「HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド」に変更されているため、2011年10月31日までの推移を表示している。

HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド(米ドル・クラス)
(2011年11月1日から2015年11月30日まで)



HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド(ユーロ・クラス)
(2011年11月1日から2015年11月30日まで)



分配の推移

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドは、いずれも分配金相当額を再投資する累積型であり、分配の推移について該当事項はない。

収益率の推移

() HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(米ドル・クラス受益証券)

期 間	平成26年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 (米ドル)	平成27年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 (米ドル)	収益率 (%)
平成26年12月1日～ 平成27年11月末日	135.32	132.27	- 2.25

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成27年11月末日の受益証券一口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 平成26年11月末日の受益証券一口当たり純資産価格(分配落の額)

以下同じ。

() HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

(米ドル・クラス受益証券)

期 間	平成26年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 (米ドル)	平成27年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 (米ドル)	収益率 (%)
平成26年12月1日～ 平成27年11月末日	120.52	119.65	- 0.72

(ユーロ・クラス受益証券)

期 間	平成26年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 (ユーロ)	平成27年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 (ユーロ)	収益率 (%)
平成26年12月1日～ 平成27年11月末日	119.56	118.08	- 1.24

< 参考情報 >

年間収益率の推移

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド(米ドル・クラス)



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2015年については、2015年11月30日の受益証券一口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格
ただし、2007年については、当初申込期間の申込価格 (100米ドル)

(注2) 2007年については、運用開始日(2007年3月1日)から2007年12月31日までの収益率。

2015年については、2015年1月1日から2015年11月30日までの収益率。

HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド(米ドル・クラス)



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2011年については、2011年10月31日の受益証券一口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格
ただし、2009年については、当初申込期間の申込価格 (100米ドル)

(注2) 2009年については、運用開始日(2009年5月29日)から2009年12月31日までの収益率。

2011年については、2011年1月1日から2011年10月31日までの収益率。

HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド(ユーロ・クラス)



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2011年については、2011年10月31日の受益証券一口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格
ただし、2009年については、当初申込期間の申込価格 (100ユーロ)

(注2) 2009年については、運用開始日(2009年5月29日)から2009年12月31日までの収益率。

2011年については、2011年1月1日から2011年10月31日までの収益率。

HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド(米ドル・クラス)



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2015年については、2015年11月30日の受益証券一口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格
ただし、2011年については、当初一口当たり純資産価格 (100米ドル)

(注2) 2015年については、2015年1月1日から2015年11月30日までの収益率。

HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド(ユーロ・クラス)



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2015年については、2015年11月30日の受益証券一口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格
ただし、2011年については、当初一口当たり純資産価格 (100ユーロ)

(注2) 2015年については、2015年1月1日から2015年11月30日までの収益率。

2 販売及び買戻しの実績

平成27年11月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに平成27年11月末日現在の発行済口数は、以下の通りである。

() HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(米ドル・クラス受益証券)

販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
1,922.09 (0.00)	93,064.55 (3,676.13)	399,060.14 (21,255.77)

(注) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

() HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

(米ドル・クラス受益証券)

販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
2,738.14 (414.87)	56,832.37 (10,201.05)	197,424.84 (8,538.72)

(ユーロ・クラス受益証券)

販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
0.00 (0.00)	5,310.33 (363.34)	33,474.56 (0.00)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

() HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ガーンジーにおける諸法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、便宜上、平成27年11月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=122.82円)で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド
 連結貸借対照表
 2015年10月31日現在
 (未監査)

	2015年10月31日現在		2015年4月30日現在	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
資産				
組入投資有価証券	59,405	7,296	71,912	8,832
債権	383	47	510	63
現金および預金残高	30	4	23	3
	<u>413</u>	<u>51</u>	<u>533</u>	<u>65</u>
資産合計	<u>59,818</u>	<u>7,347</u>	<u>72,445</u>	<u>8,898</u>
負債				
債務：一年以内に期限の到来する金額	<u>(3,932)</u>	<u>(483)</u>	<u>(6,347)</u>	<u>(780)</u>
負債合計	<u>(3,932)</u>	<u>(483)</u>	<u>(6,347)</u>	<u>(780)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産	<u>55,886</u>	<u>6,864</u>	<u>66,098</u>	<u>8,118</u>

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド
 連結総収益計算書
 2015年10月31日に終了した6か月間
 (未監査)

	自2015年5月1日 至2015年10月31日		自2014年5月1日 至2014年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
収益				
純キャピタルゲイン/ロス	(2,412)	(296)	113	14
収益	5		-	
財務費用:支払利息	(34)	(4)	(41)	(5)
運用費用	(448)	(55)	(571)	(70)
純費用	(482)	(59)	(612)	(75)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	(2,889)	(355)	(499)	(61)

上記業績はすべて会計作業に起因するものである。

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する連結純資産変動計算書
 2015年10月31日に終了した6か月間
 (未監査)

	自2015年5月1日 至2015年10月31日		自2014年5月1日 至2014年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	66,098	8,118	75,327	9,252
買戻可能参加受益証券発行および買戻しに よる変動:				
発行受領額/未収額	112	14	1,027	-
控除:買戻支払額/未払額	(7,435)	(913)	(6,668)	(819)
	(7,323)	(899)	(5,641)	(693)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	(2,889)	(355)	(499)	(61)
期末現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	55,886	6,864	69,187	8,498

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド
投資有価証券明細表
2015年10月31日現在 (未監査)

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率 (%)
米ドル (2015年4月30日 : 108.80%)			
Aderans - Common Stock	40,000	- *	-
AG Super Fund International Ltd. - Class XXXX Series 1	1,573	2,478	4.43
AG Super Fund International Ltd. - Class XXXX Series 1 - Special Investment	6	9	0.02
AG Super Fund International Ltd. - Class XXXX Series 2	2,255	3,549	6.35
AG Super Fund International Ltd. - Class XXXX Series 2 - Special Investment	1	8	0.01
Beach Point Total Return Offshore Fund II - IS Series V 01 Nov 2007 GSY	3,229	4,652	8.32
CQS Directional Opportunities Feeder Fund Ltd. - Class B USD Shares Non New Issues	1,486	7,184	12.85
D.E.Shaw Composite International Fund - April 1 st Subscription	1	11,832	21.17
Davidson Kempner International (BVI) Ltd. - Class C Tranche 4	28,857	3,526	6.31
Davidson Kempner International Ltd. - Class C Tranche 1 Series 1 Jan 12 - GSY	358	179	0.32
Davidson Kempner International Ltd. - Class C Tranche 3 Series 1 Jan 13 - GSY	22,610	3,710	6.64
Marcato International Fund Class B Sub Class B1 Initial Series	3,265	5,458	9.77
Paulson Enhanced Ltd. - Class BR Series 081401 HH	25,000	2,000	3.58
Starboard Value and Opportunity Fund Ltd. - Class A Series 92	2,001	4,559	8.16
Third Point Offshore Fund Ltd. - Class E - GSY	2,842	959	1.72
Third Point Ultra Ltd. - Class C - Series 8 NI - GSY	419	2,042	3.65
Third Point Ultra Ltd. - Class C - Series 12 NI - GSY	556	600	1.07
Third Point Ultra Ltd. - Class D - Series 22	1,074	1,144	2.05
Tyrus Capital Event Fund Ltd. - Class A USD - GSY	36,380	5,516	9.87
		<u>59,405</u>	<u>106.29</u>
組入投資有価証券 (2015年4月30日 : 108.80%)		59,405	106.29
純流動負債 (デリバティブを含む) (2015年4月30日 : (8.80%))		<u>(3,519)</u>	<u>(6.29)</u>
純資産総額		<u>55,886</u>	<u>100.00</u>

* これらの有価証券の時価は、500米ドル未満のため表示されない。

発行済受益証券口数	2015年10月31日 現在	2015年4月30日 現在	2014年4月30日 現在
HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド - 米ドル・クラス	399,060.14	453,243.20	527,583.44
HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド - ユーロ・クラス	17,762.14	17,156.14	27,071.90

一口当たり純資産価格

HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド - 米ドル・クラス	133.85米ドル	140.20米ドル	133.82米ドル
HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド - ユーロ・クラス	126.51ユーロ	132.77ユーロ	126.65ユーロ

純資産総額

	千米ドル	千米ドル	千米ドル
HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド	55,886	66,098	75,327

投資戦略別配分(2015年10月31日現在)

	ポートフォリオ における比率
イベント・ドリブン	60.20%
マルチ・ストラテジー	32.00%
クレジット・ロング/ショート	7.80%
	100.00%

重要なポートフォリオの変動の概要(2015年10月31日に終了した6か月間)

	額面保有高	取得原価 千米ドル
購入合計	1,069	1,065
		手取額 千米ドル
売却合計	33,749	11,211

2015年4月30日終了年度の監査報告書および財務書類全文の写しは、管理会社または受託会社に請求することにより無料で入手できる。

[次へ](#)

() HSBCクレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ガーンジーにおける諸法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、便宜上、平成27年11月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=122.82円)で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド
 連結貸借対照表
 2015年10月31日現在
 (未監査)

	2015年10月31日		2015年4月30日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
資産				
組入投資有価証券	36,107	4,435	43,805	5,380
債権	513	63	168	21
現金および預金残高	61	7	20	2
	<u>574</u>	<u>70</u>	<u>188</u>	<u>23</u>
資産合計	<u>36,681</u>	<u>4,505</u>	<u>43,993</u>	<u>5,403</u>
負債				
債務：一年以内に期限の到来する金額	<u>(255)</u>	<u>(31)</u>	<u>(3,434)</u>	<u>(422)</u>
負債合計	<u>(255)</u>	<u>(31)</u>	<u>(3,434)</u>	<u>(422)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産	<u>36,426</u>	<u>4,474</u>	<u>40,559</u>	<u>4,981</u>

HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

連結総収益計算書

2015年10月31日に終了した6か月間

(未監査)

	自2015年5月1日 至2015年10月31日		自2014年5月1日 至2014年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
収益				
純キャピタル(ロス)/ゲイン	(360)	(44)	(134)	(16)
財務費用:支払利息	(15)	(2)	(12)	-
運用費用	(345)	(42)	(398)	(49)
純費用	<u>(360)</u>	<u>(44)</u>	<u>(410)</u>	<u>(50)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	<u>(720)</u>	<u>(88)</u>	<u>(544)</u>	<u>(67)</u>

上記業績はすべて継続事業に起因するものである。

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する連結純資産変動計算書

2015年10月31日に終了した6か月間

(未監査)

	自2015年5月1日 至2015年10月31日		自2014年5月1日 至2014年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	40,559	4,981	52,764	6,480
買戻可能参加受益証券発行および買戻しに よる変動:				
発行受領額/未収額	-	-	2,542	312
控除:買戻支払額/未払額	(3,413)	(419)	(10,401)	(1,277)
	<u>(3,413)</u>	<u>(419)</u>	<u>(7,859)</u>	<u>(965)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	<u>(720)</u>	<u>(88)</u>	<u>(544)</u>	<u>(67)</u>
期末現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	<u>36,426</u>	<u>4,474</u>	<u>44,361</u>	<u>5,448</u>

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

HSBCクレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在(未監査)

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率(%)
米ドル(2015年4月30日:108.00%)			
AG Super Fund International Ltd. - Class YYY, Series 1	111	110	0.30
AG Super Fund International Ltd. - Class YYY, Series 2	2	5	0.01
AG Super Fund International Ltd. - Class YYY, Series 3	4,221	5,536	15.20
AG Super Fund International Ltd. - Class YYY, Series 4	67	84	0.23
Capeview Recovery Fund - Class C U/1	10,661	3,749	10.29
CQS ABS Feeder Fund Ltd. - Class B	953	5,086	13.96
JPS Credit Opportunities Fund (Cayman) Ltd. - Series A USD - Series 07-2012	5,572	7,076	19.43
King Street Europe Ltd. NYKSE - Class A, Series 2	30,952	4,351	11.94
OZ Europe Overseas Fund II Ltd. - Tranche L Prime Restricted No Special Investments Class	4,817	6,566	18.03
Palmerston Credit Feeder Fund Ltd. - Class Founder USD - Series 07-2015	35,000	3,544	9.73
組入投資有価証券(2015年4月30日:108.00%)		36,107	99.12
純流動資産(2015年4月30日:(8.00%))		319	0.88
純資産総額		36,426	100.00

投資戦略別配分(2015年10月31日現在)

	ポートフォリオ における比率
クレジット・ロング/ショート	53.10%
イベント・ドリブン	33.60%
ディストレスト	11.90%
キャッシュ・アンド・エクスペンシズ	1.40%
	100.00%

発行済受益証券口数	2015年10月31日 現在	2015年4月30日 現在	2014年4月30日 現在
米ドル・クラス	197,424.84	223,150.49	313,555.48
インスティテューショナル・クラス(米ドル)	59,659.44	60,380.83	64,106.91
ユーロ・クラス	33,474.56	34,980.08	35,502.94
米ドル・Rクラス	10,046.58	10,209.01	13,681.86
一口当たり純資産価格			
米ドル・クラス	119.82米ドル	121.86米ドル	120.09米ドル
インスティテューショナル・クラス(米ドル)	122.64米ドル	124.28米ドル	121.60米ドル
ユーロ・クラス	118.28ユーロ	120.68ユーロ	119.32ユーロ
米ドル・Rクラス	109.28米ドル	110.56米ドル	107.83米ドル
純資産総額	千米ドル	千米ドル	千米ドル

HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・
ファンド

36,426

40,559

52,764

重要なポートフォリオの変動の概要 (2015年10月31日に終了した6か月間)

		取得原価 千円ドル
	額面保有高	
購入合計	35,000	3,500
		手取額 千円ドル
	額面保有高	
売却合計	27,238	10,936

2015年4月30日終了年度の監査報告書および財務書類全文の写しは、管理会社に請求することにより無料で入手できる。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

資本金の額 平成27年11月末日現在、100,000スターリング・ポンド (約1,846万円)

(注) スターリング・ポンド (以下「英ポンド」という。) の円貨換算は、便宜上、平成27年11月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1英ポンド = 184.60円) による。

発行済株式総数 100,000株

管理会社は、100,000株の授権株主資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッドにファンドの管理事務代行業務を委託している。また、管理会社は、HSBC セキュリティーズ・サービシーズ (アイルランド) リミテッドにファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ (アイルランド) リミテッドにファンドの資産の受託保管を委託している。

管理会社は、平成27年10月末日現在、以下の通り、6本の投資信託 (合計純資産総額3,864.1百万米ドル) の管理・運用を行っている。

ファンド名	国名	基本的性格	純資産総額 (百万米ドル) (平成27年10月末日現在)
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ファンド (HSBC Portfolio Selection Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	2,344.8
HSBC ユニ・フォリオ (HSBC Uni - Folio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	62.7
HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド (HSBC Alternative Strategy Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	92.3
HSBC UCITS アドバンテージ・ファンド (HSBC UCITS AdvantEdge Fund)	アイルランド	UCITS型投資信託	249.2
BFC バリュチェーン・ファンド (BFC Value Chain Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	15.4
プライベート・エクイティ・シンジケート (Various Private Equity Syndicates)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・トラスト	1,099.7

(3) その他

本書提出日前 6 か月以内において、訴訟事件その他管理会社ならびにファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

(注) 下線の部分は訂正部分を示します。

第一部 証券情報

(1 2) その他

(訂正前)

(前略)

(口) 引受等の概要

(中略)

管理会社は、HSBC証券をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、一口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および日本における販売会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいう。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(口) 引受等の概要

(中略)

管理会社は、HSBC証券をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、一口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

(訂正前)

(前略)

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、受益証券に関する目論見書の配布、受益証券一口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンドに対し、受益証券一口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

(後略)

2 投資方針

(訂正前)

(前略)

(3) 運用体制

管理会社は、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの管理会社としての業務を行い、投資顧問契約に基づき、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド（以下「投資顧問会社」という。）に投資顧問業務を委託している。

投資顧問会社は、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドを含むファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの構築を専門としている。かかるファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの構築に際して、投資顧問会社は、投資先ヘッジ・ファンド・マネジャーに対する広範囲なリサーチおよびデュー・ディリジェンスを実施し、平均で年間400社以上のヘッジ・ファンド・マネジャーを訪問している。

投資顧問会社は、ロンドン、ニューヨーク、ジュネーブおよび香港に拠点を置き、適切に分散化されたファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの構築、ヘッジ・ファンド・マネジャーのデュー・ディリジェンスの実施ならびに投資顧問会社のポートフォリオのためになされるヘッジ・ファンド・マネジャーの選別および定期的な監視に専従するヘッジ・ファンド投資の専門家25名から構成されるチームを有している。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(3) 運用体制

管理会社は、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの管理会社としての業務を行い、投資顧問契約に基づき、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(以下「投資顧問会社」という。)に投資顧問業務を委託している。

投資顧問会社は、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドを含むファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの構築を専門としている。投資顧問会社におけるヘッジ・ファンド投資判断は、「運用勘定及びアドバイザー・ファンド・リスト」と呼ばれる共通の認可済み投資ファンドのリストに基づいている。本リストは7,000社に上る投資可能なヘッジ・ファンドのユニバースの中から、投資顧問会社が認可した140-150社を選別して作成されている。具体的には、投資顧問会社が行う当初のスクリーニング対象として約600社を選別し、更に年間200社に上る、フル・デュー・デリジェンスを行うファンドを選別して作成している。

投資顧問会社は、ロンドン、ニューヨーク、ジュネーブおよび香港に拠点を置き、適切に分散化されたファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの構築、ヘッジ・ファンド・マネジャーのデュー・ディリジェンスの実施ならびに投資顧問会社のポートフォリオのためになされるヘッジ・ファンド・マネジャーの選別および定期的な監視に専従するヘッジ・ファンド投資の専門家25名から構成されるチームを有している。

(後略)

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

(訂正前)

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(イ) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。))15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。

(ハ) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。))または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ニ) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等 (平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。) の譲渡損失 (繰越損失を含む。) との損益通算が可能である。

(二) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金 (表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。) については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ (一定の公共法人等または金融機関等を除く。) 、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される (平成50年1月1日以後は15%の税率となる。) 。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合 (他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。) は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益 (譲渡価額から取得価額等を控除した金額 (邦貨換算額) をいう。以下同じ。) に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315% (所得税15.315%、住民税5%) 、平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(中略)

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合 (他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。) は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となる。) の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益 (上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。) および一定の上場株式等の配当所得 (申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。) との損益通算が可能である (注 : 平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等 (平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。) の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。) 。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(後略)

(訂正後)

(A)日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となる。) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。))に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(ニ) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となる。)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(中略)

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となる。)の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

別紙A

ファンド概要

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

- 米ドル・クラス

(訂正前)

(前略)

10 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資している投資先ファンドは、以下のとおりである(平成27年8月末日現在)。

D.E. ショウ・コンポジット・インターナショナル・ファンド

(D.E. Shaw Composite International Fund)

運用の基本方針	投資元本の増加 (短期的、長期的を問わない。) および収益の獲得によりプラスのリターンを達成することである。
主要な投資対象	当該ファンドが保有する投資対象には、(i) 普通株式および優先株式、(ii) 先物、先物オプションおよび先渡契約、(iii) 法人、主権国家、政府機関および政府下部機関、地方自治体もしくはその他の者により発行もしくは負担される債券もしくは社債、(iv) オプション、権利、ワラント、転換証券、交換可能証券、(v) モーゲージ、モーゲージ担保証券およびその他のアセット担保証券、(vi) 不動産、地役権、その他の形態の不動産関連証券、(vii) 通貨、ならびに / または、(viii) 当該ファンドの投資顧問会社により選択されたその他の証券、証書、持分もしくは財産などのあらゆる金融商品が含まれる。
投資運用会社	D.E. ショウ & カンパニー・エルエルシー (D.E. Shaw & Co., L.L.C.)

CQS ディレクショナル・オポチュニティズ・フィーダー・ファンド・リミテッド

(CQS Directional Opportunities Feeder Fund Limited)

運用の基本方針	その資産のすべてまたはほとんどすべてをCQSディレクショナル・オポチュニティーズ・マスター・ファンド・リミテッドに投資する。CQSディレクショナル・オポチュニティーズ・フィーダー・ファンド・リミテッドおよびCQSディレクショナル・オポチュニティーズ・マスター・ファンド・リミテッドのそれぞれの投資目的は、中長期的にわたり、リスク調整された魅力的なリターンを達成することである。
主要な投資対象	CQSディレクショナル・オポチュニティーズ・マスター・ファンド・リミテッドは、ファンダメンタル分析および / または定量分析を活用し、一または複数の投資スタイル (ディレクショナル、レラティブ・バリューおよびアービトラージを含むが、これらに限られない。) を用い、また一または複数の資産クラスにおいて様々な手法 (エクイティ、クレジット、転換証券、外国為替、金利、商品およびボラティリティを含むが、これらに限られない。) を適用しつつ、グローバル・ポートフォリオを組み立て、構築しおよび取引することによりその投資目的の達成を追求する。
投資運用会社	CQSケイマン・リミテッド・パートナーシップ (CQS Cayman Limited Partnership)

__ タイラス・キャピタル・イベント・ファンド・リミテッド

(Tyrus Capital Event Fund Ltd.)

運用の基本方針	ファンドは、その資産のすべてをマスター・ファンドの普通株式に投資する。マスター・ファンドの投資目的は、リスク調整された魅力的なリターンを生み出すことを追求することである。
主要な投資対象	ファンドの投資先であるマスター・ファンドは、上場および未上場株式、(格付を有するまたは無格付の)上場および未上場債券、オプション、ワラント、転換社債およびその他のデリバティブ商品(スワップ(クレジット・デフォルト・スワップを含む。))、その他の差額決済契約および先物契約を含むが、これらに限られない。)を含む幅広い投資対象に投資するための広範かつ柔軟な投資権限を有する。
投資運用会社	タイラス・キャピタル・マネジメント・カンパニー・リミテッド (Tyrus Capital Management Company Limited)

(訂正後)

(前略)

10 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資している投資先ファンドは、以下のとおりである(平成27年11月末日現在)。

D.E. ショウ・コンポジット・インターナショナル・ファンド

(D.E. Shaw Composite International Fund)

運用の基本方針	投資元本の増加(短期的、長期的を問わない。)および収益の獲得によりプラスのリターンを達成することである。
主要な投資対象	当該ファンドが保有する投資対象には、(i) 普通株式および優先株式、(ii) 先物、先物オプションおよび先渡契約、(iii) 法人、主権国家、政府機関および政府下部機関、地方自治体もしくはその他の者により発行もしくは負担される債券もしくは社債、(iv) オプション、権利、ワラント、転換証券、交換可能証券、(v) モーゲージ、モーゲージ担保証券およびその他のアセット担保証券、(vi) 不動産、地役権、その他の形態の不動産関連証券、(vii) 通貨、ならびに/または、(viii) 当該ファンドの投資顧問会社により選択されたその他の証券、証書、持分もしくは財産などのあらゆる金融商品が含まれる。
投資運用会社	D.E. ショウ & カンパニー・エルエルシー (D.E. Shaw & Co., L.L.C.)

デビッドソン・ケンプナー・インターナショナル・リミテッド

(Davidson Kempner International, Ltd.)

運用の基本方針	企業の再編・再生、M&A (リスク) アービトラージ、転換社債アービトラージ・伝統的アービトラージなどのイベント・ドリブン戦略に適した状況にある会社の証券その他の投資権益に投資します。
主要な投資対象	主としてイベント・ドリブン戦略に適した状況にある会社の証券その他の投資権益に投資するほか、ハイ・イールド債などの負債性商品、私募株式・債券、プロジェクト・ファイナンス、産業歳入債などに投資することもあります。
投資運用会社	デビッドソン・ケンプナー・インターナショナル・アドバイザーズ・エルエルシー (Davidson Kempner International Advisors, L.L.C.)

CQS ディレクショナル・オポチュニティズ・フィーダー・ファンド・リミテッド

(CQS Directional Opportunities Feeder Fund Limited)

運用の基本方針	その資産のすべてまたはほとんどすべてをCQSディレクショナル・オポチュニティーズ・マスター・ファンド・リミテッドに投資する。CQSディレクショナル・オポチュニティーズ・フィーダー・ファンド・リミテッドおよびCQSディレクショナル・オポチュニティーズ・マスター・ファンド・リミテッドのそれぞれの投資目的は、中長期的にわたり、リスク調整された魅力的なリターンを達成することである。
主要な投資対象	CQSディレクショナル・オポチュニティーズ・マスター・ファンド・リミテッドは、ファンダメンタル分析および/または定量分析を活用し、一または複数の投資スタイル (ディレクショナル、レラティブ・バリューおよびアービトラージを含むが、これらに限られない。) を用い、また一または複数の資産クラスにおいて様々な手法 (エクイティ、クレジット、転換証券、外国為替、金利、商品およびボラティリティを含むが、これらに限られない。) を適用しつつ、グローバル・ポートフォリオを組み立て、構築しおよび取引することによりその投資目的の達成を追求する。
投資運用会社	CQSケイマン・リミテッド・パートナーシップ (CQS Cayman Limited Partnership)

エイ・ジー・スーパー・ファンド・インターナショナル・リミテッド

(AG Super Fund International Ltd.)

運用の基本方針	非伝統的 / 代替戦略への投資を通じ、元本を確保しつつ、魅力的なリスク調整後リターンを達成することです。
主要な投資対象	ディストレスト債務およびレバレッジド・ローン、不動産関連の株式および債券、住宅および商業関連のモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券、非公開株および特殊状況ならびにマルチ・ストラテジー・ヘッジ・ファンド。
投資運用会社	アンジェロ・ゴードン・アンド・カンパニー・エル・ピー (Angelo Gordon & Co., L.P.)

__ タイラス・キャピタル・イベント・ファンド・リミテッド

(Tyrus Capital Event Fund Ltd.)

運用の基本方針	ファンドは、その資産のすべてをマスター・ファンドの普通株式に投資する。マスター・ファンドの投資目的は、リスク調整された魅力的なリターンを生み出すことを追求することである。
主要な投資対象	ファンドの投資先であるマスター・ファンドは、上場および未上場株式、(格付を有するまたは無格付の)上場および未上場債券、オプション、ワラント、転換社債およびその他のデリバティブ商品(スワップ(クレジット・デフォルト・スワップを含む。))、その他の差額決済契約および先物契約を含むが、これらに限られない。)を含む幅広い投資対象に投資するための広範かつ柔軟な投資権限を有する。
投資運用会社	タイラス・キャピタル・マネジメント・カンパニー・リミテッド (Tyrus Capital Management Company Limited)

別紙B

ファンド概要

HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

- 米ドル・クラスおよびユーロ・クラス

(訂正前)

(前略)

10 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資している投資先ファンドは、以下のとおりである(平成27年8月末日現在)。

JPSクレジット・オポチュニティーズ・ファンド(ケイマン)リミテッド

(JPS Credit Opportunities Fund (Cayman) Limited)

運用の基本方針	ファンドの投資目的は、元本の値上り益およびインカム収益の獲得を通じて、リスク調整された魅力的なリターンを達成することである。
主要な投資対象	ファンドは、主にクレジット市場およびクレジット関連市場において、公開取引されるおよび非公開の有価証券、デリバティブ商品およびその他の金融商品についてポジションを取ることによりその目的の達成を目指す。 ポートフォリオにおいては、通常広く分散化されることとなり、一般に様々な投資適格債、ハイ・イールド債およびソブリン債に分散され、かつ、様々な地域および産業セクターに分散されるロングおよびショートのリスク・ポジションを取る。
投資運用会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド (JPMorgan Asset Management (UK) Limited)

— CQS ABSフィーダー・ファンド・リミテッド

(CQS ABS Feeder Fund Limited)

運用の基本方針	資産の実質的にすべてをCQS ABSマスター・ファンド・リミテッドに投資する。投資目的は、中長期的にわたり、リスク調整された魅力的なリターンを達成することである。
主要な投資対象	CQS ABSマスター・ファンド・リミテッドは、ヘッジコストおよび/または資金調達コストを超えるリターンを生み出すためにアセット・バック証券市場および他の適切な市場にグローバルベースで投資を行うことにより、その投資目的の達成を目指し、広く証券、デリバティブならびにその他の金融商品を利用する。
投資運用会社	CQSケイマン・リミテッド・パートナーシップ (CQS Cayman Limited Partnership)

— OZヨーロッパ・オーバーシーズ・ファンドIIリミテッド

(OZ Europe Overseas Fund II, Ltd.)

運用の基本方針	ファンドの投資目的は、主として欧州企業の株式および債券における価格設定の非効率性の活用を追求することにより、ボラティリティの低い安定的かつ絶対的なリターンを達成することである。
主要な投資対象	株式および債券ならびにその他の資産のポートフォリオ (普通株式、優先株式、転換証券、支払現物有価証券、権利、債券 (例えば、ハイ・イールド債、メザニン債および銀行債券) 、債務担保証券、ローン担保証券または類似の商品、不動産およびその他の有形資産、営業を行っている会社、外貨、現金および現金等価物 (コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品を含む。) 、オプション (株式、商品、金利および通貨のオプションを含むが、これらに限られない。) 、差額決済契約、カーボン・クレジット、取引所で取引されるファンド、先物、スワップ (バリエーション・スワップ、トータル・リターン・スワップおよびボラティリティ・スワップを含むが、これらに限られない。) 、クレジット・デフォルト・スワップおよびその他のデリバティブ (上記の権利または商品の組み合わせに基づく仕組み商品 (商業用不動産ローン担保証券および住宅ローン担保証券を含む。)) に投資し、かつこれらにおいて取引を行う。
投資運用会社	OZマネジメント・エルピー (OZ Management LP)

__ キング・ストリート・ヨーロッパ・リミテッド

(King Street Europe, Ltd.)

運用の基本方針	当該ファンドは、欧州クレジット・ロング/ショート戦略およびイベント・ドリブン戦略として広く定義されている。当該ファンドの主な投資目的は、主に欧州の会社もしくは資産、欧州において主要な業務を行う会社または欧州市場で発行された証券への割高または割安な投資機会を十分に活用することにより、あらゆる種類の市場環境において、魅力的なリスク調整後リターンを生み出すことである。
主要な投資対象	あらゆる水準の発行体の資本構成に関連する金融商品（銀行借入金、社債、トレード関連債権、転換証券、株式、クレジット・デフォルト・スワップ、オプションおよびその他のデリバティブを含むが、これらに限られません。）に対し、また、幅広く会社、業界および資産クラスにわたって投資することによりファンドの目的を達成することを目指す。当該ファンドは、主として欧州の企業や状況に投資することに注目するが、他の市場（米国、カナダ、オーストラリアおよびアジアを含むが、これらに限られない。）の投資機会を追求することもできる。
投資運用会社	キング・ストリート・キャピタル・マネジメント・エルピー（King Street Capital Management, L.P.）

__ エイ・ジー・スーパー・ファンド・インターナショナル・リミテッド

(AG Super Fund International Limited)

運用の基本方針	非伝統的/代替戦略への投資を通じ、元本を確保しつつ、魅力的なリスク調整後リターンを達成することである。
主要な投資対象	ディストレスト債務およびレバレッジド・ローン、不動産関連の株式および債券、住宅および商業関連のモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券、非公開株および特殊状況ならびにマルチ・ストラテジー・ヘッジ・ファンド。
投資運用会社	アンジェロ・ゴードン・アンド・カンパニー・エルピー (Angelo, Gordon & Co., L.P.)

（訂正後）

（前略）

10 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資している投資先ファンドは、以下のとおりである（平成27年11月末日現在）。

JPSクレジット・オポチュニティーズ・ファンド（ケイマン）リミテッド

（JPS Credit Opportunities Fund (Cayman) Limited）

運用の基本方針	ファンドの投資目的は、元本の値上り益およびインカム収益の獲得を通じて、リスク調整された魅力的なリターンを達成することである。
主要な投資対象	ファンドは、主にクレジット市場およびクレジット関連市場において、公開取引されるおよび非公開の有価証券、デリバティブ商品およびその他の金融商品についてポジションを取ることによりその目的の達成を目指す。 ポートフォリオにおいては、通常広く分散化されることとなり、一般に様々な投資適格債、ハイ・イールド債およびソブリン債に分散され、かつ、様々な地域および産業セクターに分散されるロングおよびショートのリスク・ポジションを取る。
投資運用会社	JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド （JPMorgan Asset Management (UK) Limited）

— OZヨーロッパ・オーバーシーズ・ファンドIIリミテッド

（OZ Europe Overseas Fund II, Ltd.）

運用の基本方針	ファンドの投資目的は、主として欧州企業の株式および債券における価格設定の非効率性の活用を追求することにより、ボラティリティの低い安定的かつ絶対的なリターンを達成することである。
主要な投資対象	株式および債券ならびにその他の資産のポートフォリオ（普通株式、優先株式、転換証券、支払現物有価証券、権利、債券（例えば、ハイ・イールド債、メザン債および銀行債券）、債務担保証券、ローン担保証券または類似の商品、不動産およびその他の有形資産、営業を行っている会社、外貨、現金および現金等価物（コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品を含む。）、オプション（株式、商品、金利および通貨のオプションを含むが、これらに限られない。）、差額決済契約、カーボン・クレジット、取引所で取引されるファンド、先物、スワップ（バリエーション・スワップ、トータル・リターン・スワップおよびボラティリティ・スワップを含むが、これらに限られない。）、クレジット・デフォルト・スワップおよびその他のデリバティブ（上記の権利または商品の組み合わせに基づく仕組み商品（商業用不動産ローン担保証券および住宅ローン担保証券を含む。）を含む。）に投資し、かつこれらにおいて取引を行う。
投資運用会社	OZマネジメント・エルピー（OZ Management LP）

__ エイ・ジー・スーパー・ファンド・インターナショナル・リミテッド

(AG Super Fund International Limited)

運用の基本方針	非伝統的/代替戦略への投資を通じ、元本を確保しつつ、魅力的なリスク調整後リターンを達成することである。
主要な投資対象	ディストレスト債務およびレバレッジド・ローン、不動産関連の株式および債券、住宅および商業関連のモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券、非公開株および特殊状況ならびにマルチ・ストラテジー・ヘッジ・ファンド。
投資運用会社	アンジェロ・ゴードン・アンド・カンパニー・エルピー (Angelo, Gordon & Co., L.P.)

__ CQS ABSフィーダー・ファンド・リミテッド

(CQS ABS Feeder Fund Limited)

運用の基本方針	資産の実質的にすべてをCQS ABSマスター・ファンド・リミテッドに投資する。投資目的は、中長期的にわたり、リスク調整された魅力的なリターンを達成することである。
主要な投資対象	CQS ABSマスター・ファンド・リミテッドは、ヘッジコストおよび/または資金調達コストを超えるリターンを生み出すためにアセット・バック証券市場および他の適切な市場にグローバルベースで投資を行うことにより、その投資目的の達成を目指し、広く証券、デリバティブならびにその他の金融商品を利用する。
投資運用会社	CQSケイマン・リミテッド・パートナーシップ (CQS Cayman Limited Partnership)

__ キング・ストリート・ヨーロッパ・リミテッド

(King Street Europe, Ltd.)

運用の基本方針	当該ファンドは、欧州クレジット・ロング/ショート戦略およびイベント・ドリブン戦略として広く定義されている。当該ファンドの主な投資目的は、主に欧州の会社もしくは資産、欧州において主要な業務を行う会社または欧州市場で発行された証券への割高または割安な投資機会を十分に活用することにより、あらゆる種類の市場環境において、魅力的なリスク調整後リターンを生み出すことである。
主要な投資対象	あらゆる水準の発行体の資本構成に関連する金融商品 (銀行借入金、社債、トレード関連債権、転換証券、株式、クレジット・デフォルト・スワップ、オプションおよびその他のデリバティブを含むが、これらに限られません。) に対し、また、幅広く会社、業界および資産クラスにわたって投資することによりファンドの目的を達成することを目指す。当該ファンドは、主として欧州の企業や状況に投資することに注目するが、他の市場 (米国、カナダ、オーストラリアおよびアジアを含むが、これらに限られない。) の投資機会を追求することもできる。
投資運用会社	キング・ストリート・キャピタル・マネジメント・エルピー (King Street Capital Management, L.P.)

ケープビュー・リカバリー・ファンド

(CapeView Recovery Fund)

運用の基本方針	ファンドの目的は、主に、主として欧州の債券およびディストレスト証券、特に借入比率の高い会社または事業変革もしくは事業再編を行っている会社の証券や債権に投資することによって、ダウンサイド・リスクを管理し、高い絶対的なリターンを達成することです。ファンドは、事業再編の後期段階、資本構成アービトラージ、ワークアウトおよび清算に注目したイベント・ドリブン戦略およびスペシャル・シチュエーション戦略により利益を獲得することを目指します。
主要な投資対象	ファンドは、あらゆる取引所や店頭取引市場において、銀行ローン、債券、更生債権、消費者向け債権および取引債権、リース債権などの非公開および公開の負債性商品、不動産担保ローン、上場・非上場の普通株式、優先株式、転換株式ならびにオプションを含む様々なデリバティブ商品およびその他の金融商品に投資します。
投資運用会社	ケープビュー・キャピタル・エルエルピー (CapeView Capital LLP)